

In transition

IFRS第17号の適用に関する最新情報

2022年6月16日

IFRS解釈指針委員会が、年金保険契約グループに基づく保険カバーの移転に関するアジェンダ決定の最終化および複数通貨建ての保険契約グループに関する暫定的なアジェンダ決定の公表に合意

要点

2022年6月15日、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)は、年金契約グループに基づく保険カバーの移転に関するコメントレーターに対するフィードバックを検討し、アジェンダ決定を最終化することに合意しました。また、IFRS ICは、複数通貨建ての保険契約グループについて、IFRS第17号「保険契約」の適用に関する2つ目の要望書を検討しました。

1. 年金契約グループに基づく保険カバーの移転

要望書は、各期間における年金契約グループによって提供されるサービスを決定するための2つのアプローチを示しており、それらのアプローチが、保険契約グループによって提供される保険契約サービスを反映するというIFRS第17号の原則に合致しているかどうかを質問しています。IFRS ICは、コメントレーターに対するスタッフの分析に同意し、審議後に、文言に関するいくつかの修正を行った上でアジェンダ決定を最終化することに合意しました。IFRS ICは、定額の年間給付を考慮するアプローチはIFRS第17号B119項の原則と整合的である一方、当期および将来の給付の現在価値を考慮するアプローチは整合的ではないと結論付けました。

2. 複数通貨建ての保険契約グループ

要望書は、(a)企業が複数通貨建てのキャッシュ・フローを伴う個別の保険契約の通貨をどのように、いつ決定するか、(b)保険契約のポートフォリオを特定する目的で「類似したリスク」を評価する際に、企業は為替リスクを考慮することが求められるか、(c)保険契約グループの契約上のサービス・マージンがどの通貨建てであるかを企業はどのように決定するか、という質問をしています。包括的な議論を経て、IFRS ICは、これらの質問に対処する暫定的なアジェンダ決定を行うことを決定しました。暫定的なアジェンダ決定は、公開協議の対象となり、コメント期間は60日間と予想されます。

年金契約グループに基づく保険カバーの移転

背景

- IFRS 第 17 号に基づく保険契約グループの測定には、契約上のサービス・マージンが含まれており、これは当該契約グループにおける未稼得利益を反映しています。保険会社は、グループ内の保険契約者への保険契約サービスの提供に応じて、契約上のサービス・マージンを純損益で認識します。
- 2022 年 3 月 15 日、IFRS IC は、IFRS 第 17 号に対する最初の要望書を検討しました。要望書には 2 つのアプローチが示されており、各期間において年金契約グループによって提供される保険契約サービスを反映するという IFRS 第 17 号の原則を、このアプローチが満たしているかどうかについて質問しています。これらのアプローチでは、各期間に提供される給付の量は以下になります。
 - アプローチ A: 定額の年間給付(すなわち、その期間に支払われる保険金額)
 - アプローチ B: 当期および将来の給付の現在価値(すなわち、契約期間にわたって支払われると見込まれるすべての保険金額)
- IFRS IC は、1 名の委員を除き、アプローチ B は IFRS 第 17 号 B119 項の原則を満たしていないと結論付け、基準設定プロジェクトを作業計画に追加せず、代わりに、IFRS 第 17 号で適用される要求事項を示し、また、要望書に示された企業が年金契約グループによって提供される給付の量をどのように決定するのかを説明する暫定的なアジェンダ決定を公表することを決定しました。

IFRS 解釈指針委員会の 6 月会議における議論

- 2022 年 6 月の会議において、IFRS IC は、コメントレーターとして受け取ったフィードバックについてのスタッフの分析を議論しました。
- 28 名の回答者(大半は財務諸表作成者および会計事務所)は、アジェンダ決定の技術的分析および結論、ならびに IFRS 第 17 号の発効日が間近に迫るなかでの最終化の影響についてコメントしました。
- IFRS IC は、受け取ったフィードバックについて議論し、スタッフによって提案された草案の変更に合意しました。これらの変更には、(a) 残存カバーに係る負債および発生保険金に係る負債の定義への参照を、保険カバーおよび保険事故の定義への参照に置き換える、ならびに(b) 保険リスクの移転は B119 項で検討されている保険契約者に提供される給付の一部ではないという説明をより詳述することが含まれます。IFRS IC は、2022 年 3 月会議で達した、アプローチ B は IFRS 第 17 号 B119 項の原則を満たしていないという見解を確認しました。この結論に達する際に、IFRS IC は、運用上および財務報告の複雑さに関して提起された懸念を前提として、アジェンダ決定の最終化の時期が及ぼす影響についても検討しました。

PwC の所見:

審議を経て、IFRS IC は、アジェンダ決定の文言に関するスタッフの提案に同意し、それを最終化することを決定しました。この決定は、アプローチ A (定額の年間給付) は IFRS 第 17 号 B119 項の原則を満たす一方、アプローチ B (当期および将来の給付の現在価値) は当該原則を満たさないことを明確にします。IFRS 第 4 号に基づく現行の会計方針によれば、この結論は、IFRS 第 17 号への移行の際に一部の企業の期首利益剰余金に重大な影響を及ぼす可能性があります。この議論の中で、IFRS IC は、すべてのアジェンダ決定と同様に、財務諸表作成者は IFRS 第 17 号の適用プログラムの中でこの決定の適用時期を検討する必要があることを認識しました。

次のステップ

- アジェンダ決定の最終化は、IASB がこれに反対しないことを前提としています。IASB は、実務上可能な最初の IASB 会議において、アジェンダ決定の最終化について検討することが予想されます。

複数通貨建ての保険契約グループ

背景

- IFRS 第 17 号に基づく認識および測定の要求事項は、履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージンを構成する保険契約グループに適用されます。
- 保険契約を発行する企業、特に損害保険のマーケットにおいて、複数の通貨で業務(ある通貨で保険料を請

求し、他の通貨で保険金を支払う、または、様々な法域でそれぞれの法域の通貨を用いて保険契約を発行する等)を行うことは珍しくありません。

3. IFRS IC は、IFRS 第 17 号および IAS 第 21 号に基づく複数通貨建ての保険契約グループの取扱いに関する要望書を受領しました。

IFRS 解釈指針委員会の 6 月会議における議論

4. 要望書は、(a) 企業が複数通貨建てのキャッシュ・フローを伴う個別の保険契約の通貨をいつ、どのように決定するか、(b) 保険契約のポートフォリオを特定する目的で「類似したリスク」を評価する際に、企業は為替リスクを考慮することが求められるか、(c) 保険契約グループの契約上のサービス・マージンがどの通貨建てであるかを企業はどのように決定するか、について質問しています。

5. IFRS IC スタッフは、IFRS 第 17 号移行リソースグループ (TRG) メンバーからのフィードバックを求め、そして 2022 年 6 月会議において、IFRS IC は、TRG メンバーから受け取った回答の検討を含め、質問に対するスタッフの分析について議論しました。

6. 要望書の質問 (b) を扱う質問 1 に対して、IFRS IC は、IFRS 第 17 号第 14 項の保険契約ポートフォリオを識別する際に、契約が類似したリスクに晒されているかどうかの評価には、為替リスクを含むすべてのリスクを考慮しなければならないことに合意しました。「類似した」リスクは「同一の」リスクではないため、契約ポートフォリオに異なる通貨建ての契約を含めることができないということを意味するものではありません。また、IFRS IC は、類似したリスクを評価する際に、企業の保険契約のリスクの性質と範囲を考慮すべきであると指摘しました。

7. 要望書の (a) および (c) の質問に対応するため、IFRS IC に対する質問 2 の回答において、スタッフは、TRG メンバーからのアウトリーチの回答に従い、企業によって採用されている 2 つのアプローチを識別しました。

- アプローチ A: ある通貨を、契約上のサービス・マージンを含む保険契約グループに全体として割り当てる
- アプローチ B: 契約上のサービス・マージンを含む保険契約グループは、履行キャッシュ・フローの通貨を反映する複数通貨建てであるとみなされる

8. 質問 2 への回答に関して、IFRS IC は、2 つのアプローチを分析し、両アプローチとも許容できることに (1 名の委員を除き) 合意しました。しかし、メンバー全員はアプローチ A が明らかに許容できることを確認しましたが、アプローチ B の適用は、暫定的なアジェンダ決定の草案の中でさらに検討する必要があるという多くのコメントや懸念を提起しました。これらには、アプローチ B を契約上のサービス・マージンの当初認識時にのみ使用すること (および、事後測定時ではないこと) の確保、アプローチ B には 1 つの契約上のサービス・マージンしか存在しないことの確保、単なる為替レートの変動だけのために契約グループが不利になった場合、アプローチ B はどのように機能するかに関する懸念、ならびに、外貨換算目的のための「下位の CSM (sub-CSM)」アプローチを認める意図しない結果に関する懸念についての潜在的な逸脱防止の措置が含まれます。

9. IFRS IC は、(a) 複数通貨建ての保険契約グループの測定において、企業は、保険契約グループに対して 1 つの契約上のサービス・マージンを認識および測定しなければならない、(b) 保険契約グループ全体は貨幣性項目として扱われなければならない、(c) 企業は、契約上のサービス・マージンを含む保険契約グループをどの通貨建てにすべきかを決定するための会計方針の選択を策定する必要がある、と結論付けました。また、IFRS IC は、企業は、会計方針の策定にあたり、保険契約グループの契約上のサービス・マージンを機能通貨建てとみなすことをデフォルトとすることはできないと述べました。

10. 当該結論を受けて、IFRS IC は、基準設定プロジェクトをワークプランに追加するかどうかを検討しました。IFRS IC は、当該プロジェクトをワークプランに追加せず、代わりに、暫定的なアジェンダ決定を公表することを決定しました。

PwC の所見:

質問 1 に対する回答において、保険契約ポートフォリオを識別する際に為替リスクを考慮すべきかどうかについて IFRS IC が示した暫定的な見解は、PwC が現在公表しているガイダンスとは多少異なります。PwC の現在のガイダンスでは、保険契約者から企業に移転されるリスクのみを考慮することになります。ただし、類似したリスクとは同一のリスクを意味するものではなく、したがって、為替リスクを含むリスクが類似しているかどうかを企業が評価する際に、判断の余地があることが指摘されました。そのため、PwC は、質問 1 のアジェンダ決定の草案は実務に重大な影響は与えないと考えています。

PwC は、契約上のサービス・マージン (CSM) 通貨アプローチまたはグループ通貨アプローチ (協議文書のアプローチ A) を使用する場合、企業がその機能通貨を使用することを予め決定することはできないという暫定的な結論に同意します。

質問2に対して、PwCは、アプローチBは、保険契約グループの契約上のサービス・マージンの一部分を、外貨換算の目的のみのために、下位の構成要素に分けることを実質的に認めるものと理解しています。したがって、複数通貨のキャッシュ・フローを有する保険契約グループは、企業の機能通貨に換算する前に、各通貨ごとの履行キャッシュ・フローで記録された、契約上のサービス・マージンの複数構成要素を有することになります(すなわち、契約上のサービス・マージンは単一の測定値として機能通貨で換算されたもののみである)。PwCの現行ガイダンスは、2つの許容可能なアプローチ(アプローチAと要望書に記載されているCSM通貨アプローチ)を認めています。しかし、PwCの現行ガイダンスは、協議文書のアプローチBを認めていません。協議文書のアプローチBとは異なり、CSM通貨アプローチでは、契約上のサービス・マージン全体に単一の通貨が割り当てられますが、履行キャッシュ・フローではそれぞれの通貨が保持されます。

IFRS ICは、協議文書に含まれた暫定的なアジェンダ決定の草案について議論し、以下(網羅的なリストではありません)について明確にするためのいくつかの文言の提案を行いました。

- 企業は、契約上のサービス・マージンを含む、保険契約グループがどの通貨建てかを当初認識時に決定する会計方針を策定しなければならない。
- アプローチBにおける契約上のサービス・マージンの決定は、下位の構成要素への区分の理由は外貨換算目的のためだけであるため、契約上のサービス・マージンを純損益に配分する際には単一の契約上のサービス・マージンとなる。

スタッフは、これらの提案をアジェンダ決定に反映すべきであることに同意しました。

次のステップ

11. 暫定的なアジェンダ決定は、コメント要請と共に IFRS 財団のウェブサイトですぐ入手可能となります。コメント募集期間は 60 日と見込まれています。コメント期間の終了後、IFRS IC は受け取ったコメントを分析するアジェンダ・ペーパーを検討し、暫定的なアジェンダ決定を最終化するかどうかを決定します。

IFRS 第 17 号に関連するその他の PwC のリソース

- [In transition 「IFRS解釈指針委員会がIFRS第17号「保険契約」に関連する初めての暫定的なアジェンダ決定を公表」](#)(和訳は[こちら](#))
- [In brief INT2021-15 「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始ー比較情報」](#)(和訳は[こちら](#))
- [「国際財務報告基準 第17号『保険契約』財務諸表の表示及び開示のひな型」](#)(和訳は[こちら](#))
- [In the Spotlight 「IFRS第17号は保険会社以外にも影響を与える」](#)(和訳は[こちら](#))
- [In the Spotlight 「カバー単位を用いた契約上のサービス・マージンの配分の決定ーIFRS第17号「保険契約」に関するよくある質問\(FAQ\)」](#)(和訳は[こちら](#))
- [In the Spotlight 「IFRS第17号への移行ーIFRS第17号「保険契約」に関するよくある質問\(FAQ\)」](#)(和訳は[こちら](#))
- [In the Spotlight 「保険者の金融リスクに係る会計上の mismatches の最小化」](#)(和訳は[こちら](#))
- [In the Spotlight 「変動手数料アプローチの適格性」](#)(和訳は[こちら](#))

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.